

(別 紙)

答申第128号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成22年4月22日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「大和郡山広陵線における平成13年度分から平成18年度における買収所有者別の施行起案および支出負担行為伺書並びに支出命令書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成22年6月18日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、平成13年度から平成15年度までに係るものについては、当該文書は不存在として行政文書の不開示決定を行い、異議申立人に通知した。また、平成16年度から平成18年度までに係るものについては、「平成16年度から平成18年度までの県道大和郡山広陵線（郡山土木事務所管轄分）に係る事業執行伺、支出負担行為決議書及び支出命令書」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、次の（1）開示しないことと決定した部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（2）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

（1）開示しないことと決定した部分

ア 契約の相手方が個人の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）

イ 契約の相手方が法人（市町村を除く。）の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）

ウ 個人（公務員を除く。）の氏名及び印影

エ 契約の相手方が個人の場合における補償金額（土地代金を除く。）がわかる情報

オ 事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表、価格比準総括表、土地調査表及び事例カードの中の下記のもの

(ア) 金額（買収価格、買収単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述

(イ) 鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評

価対象不動産の情報の一部

(ウ) 取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情報の一部

(エ) 買収地の個別的要因の数値

カ 契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）

キ 契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報（貸借対照表等の一部情報を除く。）

ク ア、ウ、エ、オ及びカ以外の特定の個人を識別することができる情報

(2) 開示しない理由

ア (1) のア、ウ、エ、オ、カ及びク

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

イ (1) のイ及びキ

条例第7条第3号に該当

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

ウ (1) のオ、カ及びキ

条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成22年7月30日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成22年8月12日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成16年度から平成18年度までの県道大和郡山広陵線に係る事業執行伺、支出負担行為決議書及び支出命令簿の別紙不開示決定処分の取消しを求めます。

2 異議申立ての理由

- (1) 債権者の口座情報は、個人情報では無く開示すべきであります。
- (2) 法人の口座情報もおなじである。
- (3) 個人の氏名および印影を開示すべきである。
- (4) 契約の相手方が個人の場合における補償金がかかる情報
- (5) 金額および金額に関する記述
- (6) 鑑定評価対象の所在地
- (7) 取引および賃貸の事例所在地

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

土木事業において事業用地を買収する場合は、奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準、土地評価事務処理要領、用地事務処理要領等により事務を執り行っている。

事業執行伺とは、用地を買収するに当たってあらかじめ場所、執行予定額等について行政機関としての意思決定を行う文書であり、事例カード、宅地価格比準総括表及び宅地価格評定表等で構成されている。事例カードは買収対象地等の個別的要因の状態等について調査作成したものであり、宅地価格比準総括表は、事例カードを基に基準とする土地と買収対象地との個別的要因の格差率及び時点修正率を算定したものであり、宅地価格評定表は、宅地価格比準総括表を基に基準とする土地の価格に格差率や時点修正率を乗じて買収単価を求め、買収対象地の面積に応じて買収価格を評定する書類である。

2 不開示の理由

(1) 条例第7条第6号の該当性について

「オ 事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表、価格比準総括表、土地調査表及び事例カードの中の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)」、「カ 契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）」、「キ 契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報（貸借対照表等の一部情報を除く。）」は、用地事務に関する情報であり、県の機関が行う事務に関する情報に該当する。

用地事務は、継続的に反復される事務であることから、前例の用地買収に係る情報に対する関心が高く、当該情報が今後の用地事務に与える影響は大きいものである。特に、オ、カ及びキは、買収価格算定の中心となる最も具体的な情報である。買収価格そのものは算定結果なので誤解の余地のない明確な情報と考えられるが、

オ、カ及びキは、算定過程における情報であるため、さまざまにとらえ方が可能であり、誤った解釈をされる可能性がある。補償の算定は、実施機関作成の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」、国土交通省作成の「土地価格比準表」により行っており、公表されているものの、実際の標準地の所在地や価格算定過程において用いられた数値等までを開示することになると、今後用地買収が予想される土地所有者等は、十分な理解のないままに、開示された買収価格算定内容を自分の所有地等に適用することにより、余計な思いこみや固定観念にとらわれてしまう可能性がある。

さらに、実施機関が提示する価格が、土地所有者等が独自に推定した価格を下回っているような場合には、土地所有者等は、自分の考えに固執し実施機関の買収価格算定についての説明を受け入れなくなることが予想される。このようなことになると、実施機関の用地事務の適正な遂行に大きな支障となると考えられる。

また、オの場合、不動産鑑定評価書の取引及び賃貸の事例に関する情報（以下「取引事例情報」という。）については、奈良県不動産鑑定士協会のアンケート調査や鑑定士独自の情報源からの提供等により、鑑定士が入手している情報であり、一般に公開されることは想定していないため、開示することになると、情報収集に協力してもらえなくなり、取引事例情報の入手が困難になる。鑑定評価は取引事例情報なしでは不可能であり、実施機関としても鑑定評価がないと標準地の評価が非常に困難となり、実施機関の用地事務の適正な遂行に大きな支障となると考えられる。

また、カの場合、建物移転補償金額を算出した部分等には、個人の建物の内部構造や動産保有状況等に関する記載があり、キの場合、営業休止補償金額を算出した部分等には、固定的経費を求めるための人件費内訳や長期借入金等に関する記載がある。これらが開示されるものであるということになると、今後、実施機関の行う建物や営業等に関する調査に対し十分に協力してもらえなくなることが懸念される。

したがって、オ、カ及びキは、条例第7条第6号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

「ア 契約の相手方が個人の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）」、「ウ 個人（公務員を除く。）の氏名及び印影」、「エ 契約の相手方が個人の場合における補償金額（土地代金を除く。）がわかる情報」、「オ 事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表、価格比準総括表、土地調査表及び事例カードの中の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)」、「カ 契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）」及び「ク ア、ウ、エ、オ及びカ以外の特定の個人を識別することができる情報」は、実施機関と個人との間の補償に係る書類の中に記載された情報や実施機関と法人との間の補償に係る書類の中に記載された明らかな個人情報であり、条例第7条第2号本文の「個人に関

する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当する。また、同号ただし書には不開示情報から除くものが規定されているが、いずれにも該当しない。

したがって、ア、ウ、エ、オ、カ及びクは、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号の該当性について

「イ 契約の相手方が法人(市町村を除く。)の場合における債権者の口座情報(金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号)」、「キ 契約の相手方が法人の場合における事業執行向の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報(貸借対照表等の一部情報を除く。)」は、実施機関と法人との間の補償に係る書類の中に記載された情報で、条例第7条第3号本文に規定する法人に関する情報である。

イ及びキは、法人の資産及び営業に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。キの中には、営業実態を記載している箇所や損益計算書、総勘定元帳等があり、これらを不開示としている。営業実態の内容としては当該企業の作業フローが記載されているが、これは企業が築き上げた固有のノウハウに当たるものであり、総勘定元帳などは企業活動の実態を如実に表すものであり、いたずらに開示すれば、企業活動に害を及ぼしかねないものである。

また、イ及びキは、同号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

したがって、イ及びキは、条例第7条第3号本文に該当する。

3 その他

不開示の方法に関して、多くは語句や行単位で不開示としているが、そのほかに、表題部や枠のみ残しそれ以外を不開示としている例や、ページ単位で不開示としている例があるので、それらの違いを説明する。

建物経過年数に基づく現価率表などは、既存の一覧表の該当欄に「○」を付した資料となっているため、当該部分のみを不開示とすれば、どの欄に該当するか一目瞭然であるので、様式のうち表題部のみ残してそれ以外は不開示としている。また、ページ単位での不開示の例としては、鑑定対象地の位置図や、個人所有の建物写真などがあるが、これらは県であらかじめ規定した様式に基づくものではなく、特に決算関係書類などは相手方からの提出を受け、そのまま添付しているものなので、表題部や枠を残さずページ単位で不開示としている。

また、本件決定の参考とした事例として、過去に奈良県が行った公文書の一部開示決定処分に対して、非開示の部分の取消しを求めて提訴された事案につき、最高裁判所平成17年10月11日第三小法廷判決においては、オ、カ及びキと同種の部分に

ついて、「買収対象地の買収単価の決定のために参考とされた情報及び買収対象地等の価格の鑑定評価に関する情報であり、これらの情報を開示することとなれば、買収価格又は補償価格を適正に決定するための有益な情報を得難くなり、ひいては、将来の県の用地買収事務における適正な買収価格及び補償価格の決定に著しい支障が生ずるおそれがあるものとして」原審の判断を是認しているところであり、本件決定は、この判示に沿ったものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成16年度から平成18年度までの県道大和郡山広陵線（郡山土木事務所管轄分）に係る事業用地取得のために、実施機関が作成し、又は取得した文書のうち、事業執行伺、支出負担行為決議書及び支出命令書である。

事業執行伺とは、用地を買収するに当たってあらかじめ場所及び執行予定額等について行政機関としての意思決定を行う文書であり、具体の事例により構成される文書は異なるが、事例カード、価格比準総括表、価格評定表、土地調査表、不動産鑑定評価書、補償コンサルタントの報告書などで構成されている。

事例カードは、基準とする土地と買収対象地の個別的要因の状態等について調査作成したものであり、価格比準総括表は、事例カードを基に基準とする土地と買収対象地との個別的要因の格差率及び時点修正率を算定したものであり、価格評定表は、価格比準総括表を基に基準とする土地の価格に格差率や時点修正率を乗じて買収単価を求め、買収対象地の面積に応じて買収価格を評定する書類である。また、土地調査表は、用地買収に当たって、買収予定地の現況、登記簿記録、その他権利関係等の各項

目について調査し整理を行ったものである。これらの文書は、実施機関により作成されたものである。

不動産鑑定評価書は、買収対象地の存する近隣地域において価格比準の基準となる標準地の鑑定評価について、実施機関が不動産鑑定業者に委託して作成した文書である。また、補償コンサルタントの報告書とは、実施機関が、事業用地に係る補償を行うに当たって、その補償金額を決定するために、補償コンサルタントに委託して作成した文書である。

支出負担行為決議書及び支出命令書とは、実施機関が、契約の相手方に対し、補償金を支払うために作成した文書である。これらの文書には、契約の相手方に支払う補償金額や契約の相手方の口座情報等が記載されている。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、次の（１）から（６）までについては、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

（１）契約の相手方が個人の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）

契約の相手方が個人の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）は、支出命令書に補償金の振込口座として記載されているものではあるが、当該個人の取引金融機関に関する情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

一般に、このような口座情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

（２）個人（公務員を除く。）の氏名及び印影

営業補償の算定資料に記載されている休業（人件費）補償の算定対象となる従業

員の氏名及び確認書類に押印された従業員の印影などの事業執行伺に添付されている資料に記載されている個人の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

従業員などの個人の氏名や印影を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

なお、公務員の氏名及び印影並びに実施機関が支出する補償金の支出先である個人の氏名は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして開示している。

(3) 契約の相手方が個人の場合における補償金額（土地代金を除く。）がわかる情報

契約の相手方が個人の場合における補償金額が分かる情報は、支出負担行為決議書、支出命令書及び事業執行伺に記載されているものではあるが、実施機関が当該個人に対し支払った建物、工作物、動産、立木等の補償金額及び差し引きする等によりこれらの補償金額が分かる情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

これらの補償対象となる物件は、土地と異なり、どのような物件を有しているか公示されておらず、必ずしも一般人の目に触れるものではなく、また、建物については、不動産登記簿に登録されて公示されているものの、その価格要因の全てが公示されるものではなく、外部からその詳細を知ることができない。

したがって、これらの補償金額は、一般人であればおよその見当をつけることができるものとはいえないことから、同号ただし書アの公にすることが予定されている情報に該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

なお、一般人であればおよその見当がつけられる土地代金は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして開示している。

(4) 事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表、価格比準総括表、土地調査表及び事例カード

ア 金額（買収価格、買収単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述

金額（買収価格、買収単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述とは、実施機関が事業用地の買収価格の算定過程で、不動産鑑定士に鑑定させた土地の鑑定評価額、鑑定評価額の算出に用いられた比準価格及び収益価格、これらの価格の試算に用いられた金額並びに当該試算

に用いられた金額を推測することができる記述のことであり、不動産鑑定評価書、価格評定表及び土地調査表に記載されている。これらの金額等は、個人の財産に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

なお、一般人であればおおよその見当がつけられる買収価格、規準価格の試算に用いられた地価公示価格等及びその試算の結果である規準価格は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして開示している。

イ 鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評価対象不動産の情報の一部

不動産鑑定評価書、価格比準総括表、土地調査表及び事例カードに記載されている鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評価対象不動産の情報の一部とは、実施機関が事業用地買収価格の算定過程で、不動産鑑定士に鑑定評価させた土地の所在地（市町村名を除く。）、地目、地積、所有者の住所及び氏名、個別分析の画地条件の間口及び奥行、位置図などであり、当該土地は個人の所有地であることから、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

鑑定評価の対象とした土地を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、鑑定評価対象不動産に係るこれらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ウ 取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情報の一部

取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情報の一部とは、不動産鑑定士が不動産鑑定評価書を作成するに当たって入手した土地取引の事例に係る所在地（市町村名を除く。）、取引事情、取引時点、交通・接近条件のうち距離及び画地条件のうち地積並びに賃貸の事例に係る所在地（市町村名を除く。）、賃料等であり、不動産鑑定評価書に記載されている。これらの事例は、個人に関わるものであることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

このような事例に係る情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

エ 買収地の個別的要因の数値

買収地の個別的要因の数値とは、基準地と買収地の個別的な環境条件や画地条件等の条件を比較した数値のことであり、価格評定表及び価格比準総括表に記載されている。これらの数値は、基準地と買収地の格差を表すものであることから、開示している買収地の所在地、買収価格等の情報に基づいて、基準地の所在地及び財産的価値を推測することが可能となり、土地の所在地が特定されると、不動産登記簿に記載された情報と照合することにより、土地所有者を特定することができる。したがって、買収地の個別的要因の数値は、基準地の所有者及び財産的価値を推測することができる情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

買収地の個別的要因の数値を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

- (5) 契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）

事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書とは、2に記載のとおりであるが、契約の相手方が個人の場合、この報告書には、補償金額を決定するための根拠となった情報として、個人の建物の詳細な内部構造や工作物の所在地及び面積、動産の種類及び個数、立木の所在地及び本数、権利の種別等に関する情報が記載されていることから、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

これらの補償金額を決定するための根拠となった情報については、不動産登記簿に登記されるなどして公示されるものではないことから、同号ただし書アの公にすることが予定されている情報に該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報である。

したがって、契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

なお、不動産登記簿に登記され公示される補償対象の建物の種類、構造及び面積等は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして開示している。

- (6) (1) から (5) まで以外の特定の個人を識別することができる情報

(1) から (5) まで以外の特定の個人を識別することができる情報とは、契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書に記載されている従業員の賃金や勤務状況に関する情報のことであるが、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、

同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

4 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

実施機関は、次の（1）及び（2）については、条例第7条第3号アに該当するとしているので、以下検討する。

- （1）契約の相手方が法人（市町村を除く。）の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）

契約の相手方が法人（市町村を除く。）の場合における債権者の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、預金種別コード、預金種別及び口座番号）は、支出命令書に補償金の振込口座として記載されているものであるが、法人が事業活動を行う上での取引金融機関に関する情報であることから、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報に該当する。

このような法人の口座情報は、当該法人の実施機関からの補償金の入金先に関する情報であり、当該法人が売上げ金等の決済の便宜のため請求書等に記載している振込先口座などのように、当該口座が自ら多数の顧客に広く知られることを予定している場合とは異なるのが通例であり、積極的に公表しているとも、一般に広く知られているとも認められないことから、このような法人の口座情報を開示すれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、契約の相手方が法人（市町村を除く。）の場合における債権者の口座情報は、条例第7条第3号アに該当する。

- （2）契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報（貸借対照表等の一部情報を除く。）

事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書とは、上記2に記載のとおりであるが、この報告書には、法人に対する営業補償がある場合、その営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報が記載されている。

これらの情報は、法人に対する営業補償を行うために実施機関が収集した当該法人の事業活動に関する情報であり、損益計算書比較表、限界利益率計算書、消費税抜き経理金額計算書、固定的経費内訳表及び総勘定元帳などに記載されており、当該法人の固有のノウハウや企業活動の実態を詳細に表すものである。

公になっている資本金、業種等や公告しなければならないとされている貸借対照表等以外のこれらの情報を開示すれば、通常知り得ない法人の内部管理情報まで明らかになることとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報（貸借対照表等の一部情報を除く。）は、条例第7条第3号アに該当する。

5 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。実施機関は、次の（1）から（3）までについては、条例第7条第6号に該当するとしているので、以下検討する。

（1）事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表、価格比準総括表、土地調査表及び事例カード

事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表、価格比準総括表、土地調査表及び事例カードとは、2に記載のとおり、実施機関が事業用地取得に当たって、その取得価格を決定するために作成し、又は取得したものであって、そこに記載されている情報は、価格算定の根拠、過程、結果等である。

これらは全て、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

ア 金額（買収価格、買収単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述

金額（買収価格、買収単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述とは、3の（4）のアに記載のとおりである。

これらの情報は、あくまで事業用地買収価格の算定過程における情報であり、様々なとらえ方が可能である。これらの情報を開示すれば、地権者が、基準地と自己所有地の価格評定要因の違い、評価時点の違い等を正しく認識しないまま、自己所有地の買収申出額に対する疑問、不満を抱くことは大いにあり得ることである。また、開示された不動産鑑定評価書に対抗するため、地権者が、自己に有利な価格を適正な価格であるとする私的な鑑定書を提出し、それを基に価格交渉を進めようとすることも考えられ、そうなれば、用地交渉が難航し、公共用地の取得に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。そして、これらのことは、用地買収が継続中の場合のみならず、すでに終了している場合においても、反復・継続性が高い用地事務の性質上、今後の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、事業執行伺の一部である不動産鑑定評価書、価格評定表及び土地

調査表の中に記載されている金額（買取価格、買取単価、規準価格及び規準価格の試算に用いられたものを除く。）及び金額に関する記述は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

イ 鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評価対象不動産の情報の一部

鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評価対象不動産の情報の一部とは、3の（4）のイに記載のとおりである。

これらの情報は、所在地及び所有者以外の情報についても、不動産登記簿等と照合することにより、鑑定対象不動産の所在の特定のきっかけとなるような情報で、その記載内容から当該所在が推測されるおそれがあることから、これらを開示すれば、鑑定評価対象不動産の所有者に自己の所有地が鑑定評価の対象となっていることが知られ得ることになり、また、他の者にも、このことが知られる可能性があることに加え、当該自己の所有地の画地条件等の詳細な属性までも知られてしまうこととなるが、当該所有者は、そのような事態を予想し、又は甘受しているとは限らない。そうすると、当該所有者が自己所有地が鑑定評価の対象となっていることについて不快に思い、実施機関に不信感を抱き、抗議を寄せる等の事態が生じることも考えられるなど、用地事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、事業執行何の一部である不動産鑑定評価書、価格比準総括表、土地調査表及び事例カードの中の鑑定評価対象不動産の所在地（市町村名を除く。）、所有者その他の鑑定評価対象不動産の情報の一部は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

ウ 取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情報の一部

取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情報の一部とは、3の（4）のウに記載のとおりである。

これらの情報は、社団法人奈良県不動産鑑定士協会のアンケート調査や、不動産鑑定士独自の情報源からの提供等により、不動産鑑定士が入手した情報であるが、不動産登記簿等と照合することにより、取引事例の特定のきっかけとなるような情報で、その記載内容から当該取引事例が推測されるおそれがあることは否定できないことから、これらの情報を開示すれば、不動産鑑定士にとって、情報の入手源との信頼関係を著しく損ね、以後の協力を得ることが困難となり、鑑定評価に必要な不可欠な取引や賃貸の事例の収集に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

そうすると、今後、不動産鑑定士が適正な鑑定評価額を算出することができず、ひいては実施機関が、鑑定評価額等を基礎にして算出する事業用地買取価格の算定に支障をきたすこととなり、今後の用地事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、事業執行何の一部である不動産鑑定評価書の中の取引及び賃貸の事例の所在地（市町村名を除く。）、取引事情その他の取引及び賃貸の事例の情

報の一部は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

エ 買収地の個別的要因の数値

買収地の個別的要因の数値とは、3の(4)のエに記載のとおりである。

これらの情報を開示すれば、買収地の所有者が、基準地と自己所有地の個別的要因の違い等を正しく認識しないことにより疑問、不満を抱き、以後の用地買収が難航するなど、用地事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、事業執行伺の一部である価格評定表及び価格比準総括表の中の買収地の個別的要因の数値は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

- (2) 契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）

契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報とは、3の(5)に記載のとおりである。

これらの情報は、個人の生活の詳細を推知させる情報であることから、これらの情報が他人に知られることを甘受するはずはなく、これらの情報を開示すれば、補償金額を適正に決定するための有益な情報を入手するために必要な相手方の協力を得難くなり、ひいては、適正な補償金額の決定に著しい支障が生ずるおそれがあり、用地事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、契約の相手方が個人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の補償金額を決定するための根拠となった情報（登記情報等の一部情報を除く。）は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

- (3) 契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報（貸借対照表等の一部情報を除く。）

契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報とは、4の(2)に記載のとおりである。

これらの情報は、損益計算書比較表、限界利益率計算書、消費税抜き経理金額計算書、固定的経費内訳表及び総勘定元帳などに記載されている通常知り得ない法人の内部管理情報であり、これらの情報を開示すれば、補償金額を適正に決定するための有益な情報を入手するために必要な相手方の協力を得難くなり、ひいては、適正な補償金額の決定に著しい支障が生ずるおそれがあり、用地事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、契約の相手方が法人の場合における事業執行伺の一部である補償コンサルタントの報告書の中の営業補償に係る補償金額を決定するための根拠となった情報（貸借対照表等の一部情報を除く。）は、条例第7条第6号後段に掲げる情

報に該当する。

6 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成22年 8月12日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成22年 9月16日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成22年10月21日 (第142回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成22年12月16日 (第143回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成23年 2月15日 (第144回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成23年 4月 6日 (第145回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成23年 4月28日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐろ よしひこ 石黒 良彦	弁護士	会長代理
いしだ ひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学教授（憲法）	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長